

# 契 約 図 書

工 事 名：小原建設発生土受入地造成工事（道路法面補修）

工事場所：日野郡 日南町 霞

# 現場説明書・特記仕様書

# 現場説明書

一般的事項 1

平成30年10月10日調達公告以降適用

## 1 仕様書の適用について

この契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り「鳥取県土木工事共通仕様書」(平成24年1月24日付第201100158002号県土整備部長通知)とする。

## 2 法令等の遵守について

- (1) 建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令及び鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針(平成27年3月19日付第201400194303号県土整備部長通知。以下「適正化指針」という。)を遵守し、法令及び適正化指針に抵触する行為は行わないこと。
- (2) 建設業からの暴力団排除の徹底について
  - 1) 鳥取県暴力団排除条例(平成23年鳥取県条例第3号)に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。
  - 2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
  - 3) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。
- (3) 工事現場に配置する技術者等(技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。)は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。

## 3 下請関係の適正化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は適正化指針及び「建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱」(平成26年10月3日第201400102617号県土整備部長通知)の趣旨に則り、優良な専門事業者の選定、適正な価格による下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立及び下請における雇用管理等の指導等に努めること。
- (2) 「鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領」(平成19年8月15日付200700071998号県土整備部長通知)第5条に規定する低入基準価格を下回る金額でその工事を落札した受注者(共同企業体として落札した場合にあっては、その全ての構成員とする。)は、工事の一部を第三者に請け負わせたときは、その下請契約一件ごとに別に定めるところにより建設工事執行状況報告書を作成し、当該工事の完成検査結果の通知日から20日以内に発注者へ提出しなければならない。
- (3) 工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、県内業者(県内に本店を有する者をいう。以下同じ。)と契約すること。ただし、技術的に対応できる県内業者がない業務を委託する場合、又は県内業者で対応できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、監督員に事前協議して県外業者と契約することができる。
- (4) この契約に係る工事の適正な施工体制を確保するため、受注者は、「鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領」(平成16年3月11日付管第2311号鳥取県県土整備部長通知)に基づく調査その他県の行う調査に協力すること。  
また、受注者は下請業者を使用する場合に当たっては、当該下請業者に対し当該調査に協力するよう指導すること。
- (5) 建設業退職金共済制度への加入等
  - 1) 建設業者は、建設業退職金共済制度(以下「建退共」という。)に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含む全ての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度又は林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。
  - 2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。
  - 3) 受注者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

## 4 労働安全衛生の確保について

労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成23年9月30日付第201100099979号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

## 5 建設資機材の使用について

- (1) 工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成22年1月20日付第200900157785号県土整備部長通知）に基づくリサイクル製品がある場合は、原則これを使用すること。
- (2) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
  - 1) 県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。
  - 2) 県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。
- (3) 建設機械の使用について
  - 1) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
  - 2) 工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）又は建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。  
また、県が使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力をを行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。
- (4) ダンプトラック等による運搬について
  - 1) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。
  - 2) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにするなど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

## 6 リサイクルの促進について

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）及び「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」（平成22年9月13日付第201000087971号県土整備部長通知）に基づき建設副産物のリサイクル等に努めること。

## 7 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

## 8 契約方式について

本工事は総価契約方式を採用しており、設計図書に示された条件などに変更がある場合は契約を変更することができる。契約変更を行う場合には、変更設計額に直前の契約の請負比率を乗じ、変更請負代金額を算出する。



# 現場説明書

特記事項 1

平成30年10月10日調達公告以降適用

仕様書	<p>① 契約時点で最新の仕様書によること。 仕様書の改定状況は<a href="http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45147">http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=45147</a>を参照すること。</p>																																
工程	<p>① (他工事等との調整) — _____ については、_____ と関連するので相互の連絡調整を密にすること。</p> <p>② (部分完成、着工保留) — _____ については、_____ まで _____ [すること、しないこと]。</p> <p>③ (施工時間) 本工事の施工時間帯は、昼間施工 (8:00~17:00) を見込んでいる。 _____ の施工時間は、_____ : _____ ~ _____ : _____ とする。</p> <p>④ (余裕期間設定工事) — 本工事は、鳥取県余裕期間設定工事に係る実施要領 (平成28年6月9日付第201600036328号県主整備部長通知) の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。 工期については、調達公告のとおりとする。</p> <p>⑤ (鋼材の調達の遅れによる工期の延長) — この工事の工期には、鋼材調達期間として、_____ ヶ月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、期限内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。</p> <p>⑥ (週休2日モデル工事) — 本工事は、鳥取県県主整備部「週休2日工事モデル工事」試行実施要領 (平成30年3月12日付第201700297117号県主整備部長通知) の対象工事である。モデル工事を選択する場合は、工事着手日までに発注者に協議をすること。選択後の取扱いについては、同要領の規定による。</p>																																
用地関係	<p>① (用地、物件等未処理) 本工事区間の No.10付近 には 追加買収を必要とする可能性 _____ があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、_____ 頃 _____ の予定である。</p>																																
支障物件	<p>① (埋設物等の事前調査) — 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、[未調査・(水道・下水道・電気・通信・ガス・その他 _____) について調査済み] である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、(水道・下水道・電気・通信・ガス・その他 _____) であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。</p> <p>② (支障物件) — _____ の施工に当って、_____ が支障となっているが、_____ までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。</p> <p>③ (立木の置き場所) — 工事用地内の立木は伐採し、_____ に置くこと。</p>																																
公害対策	<p>① (低騒音型・低振動型建設機械) — 本工事のうち施工箇所：_____ については、特に生活環境を保全する必要があるため、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定 (国土交通省告示、平成13年4月9日改正) に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 該当工種：_____、施工機械：_____</p>																																
安全対策	<p>① (交通安全施設等) — 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">交通誘導員A</td> <td style="width: 10%;">_____ 人</td> <td style="width: 10%;">交替要員</td> <td style="width: 10%;">_____ 人</td> <td style="width: 10%;">1日あたり合計</td> <td style="width: 10%;">_____ 人</td> <td style="width: 10%;">配置日数</td> <td style="width: 10%;">_____ 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">工事全体合計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">_____ 人・日</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>交通誘導員B</td> <td>_____ 人</td> <td>交替要員</td> <td>_____ 人</td> <td>1日あたり合計</td> <td>_____ 人</td> <td>配置日数</td> <td>_____ 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">工事全体合計</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">_____ 人・日</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>警備業法に規定する警備員を配置する場合には、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。</p> <p>交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。</p> <p>また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。</p> <p>なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。</p>	交通誘導員A	_____ 人	交替要員	_____ 人	1日あたり合計	_____ 人	配置日数	_____ 日	工事全体合計				_____ 人・日				交通誘導員B	_____ 人	交替要員	_____ 人	1日あたり合計	_____ 人	配置日数	_____ 日	工事全体合計				_____ 人・日			
交通誘導員A	_____ 人	交替要員	_____ 人	1日あたり合計	_____ 人	配置日数	_____ 日																										
工事全体合計				_____ 人・日																													
交通誘導員B	_____ 人	交替要員	_____ 人	1日あたり合計	_____ 人	配置日数	_____ 日																										
工事全体合計				_____ 人・日																													



# 現場説明書

特記事項 2

濁水処理

① (濁水処理)

工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うこと。ものとし、その工法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難い場合は別途協議すること。  
 また、舗装の切替作業時に発生する排水の処理についても、舗装の切替作業時に発生する排水の処理について(平成24年3月27日付第201100201443号水・大気環境課長通知)に基づいて適正に処理すること。

【建設発生土(処理)】

① (他工事等流用)

建設発生土は 日南町 霞 地内の 建設発生土受入地 に運搬(片道運搬距離 0.3 km)するものとする。

② (建設技術センター)

建設発生土は 市・町・村 地内の センター事業所 に運搬(片道運搬距離      km)するものとする。なお、処理費として1m<sup>3</sup>当り      円をセンターに支払うこと。  
 センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。(土質性状(記載例) 砂質土、コーン指数300kN/m<sup>2</sup>以上)

③ (民間残土受入地)

建設発生土は 市・町・村 地内の      に運搬(片道運搬距離      km)するものとする。なお、処理費として1m<sup>3</sup>当り      円を      に支払うこと。  
 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。(土質性状(記載例) 砂質土、コーン指数300kN/m<sup>2</sup>以上)

【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材(処理)】

④ (分別解体等)

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。

コンクリート塊 1m<sup>3</sup>当り      円  
 アスファルト塊 1m<sup>3</sup>当り      円  
 建設発生木材 1m<sup>3</sup>当り      円

⑤ (他工事等流用)

[Co雑割材・    ] は、市・町・村 地内      工事で使用するものとする。

⑥ (バイオマス発電燃料加工施設への搬出)

建設発生木材は 市・町・村 地内の      のバイオマス発電燃料加工施設への搬出(片道運搬距離      km)を想定し、1t当り      円を見込んでいる。搬出先を変更する場合には、理由を付して協議を行うこと。

なお、公共工事で伐採する支障木は、一般木質バイオマスとして区分される。一般木質バイオマスであることは、伐採及び加工・流通の各段階において、鳥取県森林組合連合会認定団体により実施され、由来を証明されなければならない(木質バイオマス証明制度)。受注後に認定団体による伐採及び加工・流通が困難となる場合には、発注者に理由を付して協議を行うこと。

⑦ (木材市場等へ売却)

建設発生木材は 市・町・村 地内の      への搬出(片道運搬距離      km)を想定し      円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。

⑧ (再資源化施設へ搬出)

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。

なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。

(施設の名称・コンクリート塊 市・町・村 地内の       
 受入れ費用)      (運搬距離      km)、費用 1 t 当り      円  
アスファルト塊 市・町・村 地内の       
     (運搬距離      km)、費用 1 t 当り      円  
建設発生木材 市・町・村 地内の       
     (運搬距離      km)、費用 1 t 当り      円  
 その他 (    ) 市・町・村 地内の       
     (運搬距離      km)、費用 1 t 当り      円

(受入れ時間帯) 8時～17時(平日)

(受入れ条件) ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。

イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。

ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径      mm以下、長さ      m以下であること。

エ 2次公害発生の恐れのある物質(廃油等)を含まないこと。

建設副産物の処理



# 現場説明書

特記事項 3

建設副産物の処理

⑨ (最終処理等)

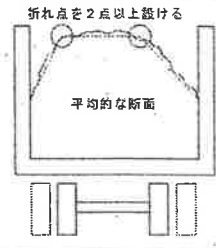
\_\_\_\_\_については、\_\_\_\_\_市・町・村\_\_\_\_\_地内の産業廃棄物処理場への搬出(片道運搬距離\_\_\_\_\_km)を想定し、その費用として1t当り\_\_\_\_\_円を見込んでいる。  
これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。

⑩ (産業廃棄物の処理に係る税)

産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、\_\_\_\_\_円見込んでいる。

⑪ (建設発生木材の出来形数量)

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工種	項目	規格	摘要
建設発生木材 運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。 ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。	
建設発生木材 搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑫ (マニフェスト)

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

建設副産物の使用

① (建設発生土の使用)

\_\_\_\_\_工事から〔本工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所：\_\_\_\_\_に使用する。

② (再生資材の使用)

ア Co雑材は、\_\_\_\_\_工事から運搬し、使用箇所：\_\_\_\_\_に使用する。  
イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、\_\_\_\_\_工事から運搬し、使用箇所：\_\_\_\_\_に使用する。  
ウ 再生クラッシュヤラン〔規格：Re=\_\_\_\_\_〕は、使用箇所：\_\_\_\_\_に使用する。  
エ 再生コンクリート砂〔規格：RS=\_\_\_\_\_〕は、使用箇所：\_\_\_\_\_に使用する。  
オ 再生加熱アスファルト混合物〔規格：\_\_\_\_\_〕は、使用箇所：\_\_\_\_\_に使用する。  
カ その他再生資材〔資材名：\_\_\_\_\_〕〔規格：\_\_\_\_\_〕は、使用箇所：\_\_\_\_\_に使用する。  
キ 本工事において、再生クラッシュヤランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該碎石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生碎石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生碎石の確保も難しいと判断された場合には、新材を使用することとし、設計変更の対象とする。

工事用道路

① (農地の一時転用について)

本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する場合は、農地の一時転用が必要である。そのため、受注者は、「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用の取扱いについて」(平成24年10月15日付第201200109101号経営支援課長通知)に基づき、着手前に本工事が公共事業であることを証明された報告書を所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。また、別工事で設置済みの仮設道路等を継続して使用する場合も農業委員会へ報告すること。

その他

① (自社施工)

本工事においては、(※)植生基材吹付工(\_\_\_\_\_工を除く)のうち少なくとも\_\_\_\_\_千円までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領に定めるところにより自社施工しなければならない。  
※該当する細別(レベル4)を記載する。

② (工事名称)

工事標示板に記載する名称は、\_\_\_\_\_小原建設発生土受入地造成工事(道路法面補修)とする。なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。

③ (景観評価)

ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ではない〕。  
イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。

④ (工事成績評定)

本工事は、工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）に基づく工事成績評定の対象と  
[する・しない]。工事成績評定の対象外とするのは以下の [ア・イ・ウ・エ・オ] に該当する  
ため。

- ア 請負対象設計金額（請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対  
象設計 金額を変更した場合にあっては、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。）が、50  
0万円未満の一般土木工事及び250万円未満の建築・設備工事
- イ 鳥取県の管理する道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路に限  
る。）・河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理（公共土木施設災害復旧事業費国庫負  
担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項に規定する災害復旧事業として行われるものを除  
く。）することを目的として発注された工事（年間維持、港湾浚渫、河川掘削、伐開、塵芥処  
理工事）
- ウ 災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事
- エ 機器の納品、部品取替等の建設工事（融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置  
工事等）
- オ 工事目的物を伴わない建設工事（旧橋撤去、残土撤去・運搬工事等）

⑤ (監督体制)

本工事は監督体制は [一般・重点] 監督とする。  
重点監督の工種は \_\_\_\_\_ とし、その他の工種は一般監督とする。  
なお、鳥取県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。

⑥ (三者協議)

本工事は、(対象工事の区分を記載) \_\_\_\_\_ 工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留  
意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議  
するものとする。(重点監督工事等に適用)

⑦ (技能士常駐)

本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書に基づく技能士常駐対象工種が含まれて  
おり、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。

- ア 技能士種別: \_\_\_\_\_ 技能士、該当工種: \_\_\_\_\_ 工、仕様書根拠: \_\_\_\_\_ 1 \_\_\_\_\_ 頁
- イ 技能士種別: \_\_\_\_\_ 技能士、該当工種: \_\_\_\_\_ 工、仕様書根拠: \_\_\_\_\_ 1 \_\_\_\_\_ 頁
- ウ 技能士種別: \_\_\_\_\_ 技能士、該当工種: \_\_\_\_\_ 工、仕様書根拠: \_\_\_\_\_ 1 \_\_\_\_\_ 頁

そ  
の  
他

⑧ (電子納品)

情報共有システムを利用する工事は、原則として工事完成図書を電子納品すること。ただし、  
止むを得ない事情がある場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。  
情報共有システムを利用しない工事であっても、受注者が電子納品を希望する場合は、監督員  
と協議の上、電子納品対象工事とする。  
電子納品に当たっては、「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」（以下「ガイドライ  
ン」という。）に従い適正に納品すること。

⑨ (情報共有システム)

予定価格8千万円以上の工事は、原則として情報共有システム（以下「システム」という。）  
を利用することとする。ただし、止むを得ない事情等によりシステムを利用できない場合は、監  
督員と協議の上、紙書類によることができる。

予定価格8千万円未満の工事であっても、受注者がシステムの利用を希望する場合は、監督員  
と協議の上、システムを利用することができる。

システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。

⑩ (寒中コンクリート)

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施  
すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用につ  
いて」（平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知）に基づいて処理することとし、  
設計変更の対象とする。

⑪ (建設機械の賃料の採用単価)

ア 建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン以外の建設機械は長期割引単価を一律採用  
している。

通常単価を採用した建設機械 [無し・有り ( \_\_\_\_\_ )]

イ ラフテレーンクレーンについて、1ヶ月以上の長期利用に当たるものは長期割引単価を採用  
し、1ヶ月未満の利用に当たるものは通常単価を採用している。

本工事の \_\_\_\_\_ 工で使用を想定しているラフテレーンクレーン（規格 \_\_\_\_\_ t吊）の採用単価  
は、（長期割引単価・通常単価）を採用している。具体的な単価については建設物価 \_\_\_\_\_ 月  
号、 \_\_\_\_\_ 頁を参照すること。



# 現場説明書

特記事項5

⑫ (現場環境改善)

本工事は、現場環境改善 (率計上分) 実施対象工事と [する・しない]。  
 下表の内容のうち原則として各費目 (仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携) ごとに1実施内容ずつ (いずれか1項目のみ2実施内容) の合計5つの実施内容を実施すること。港湾及び漁港事業は、項目に防災・危機管理関係を含めることができる。  
 実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。  
 地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容 (目的に資するものであること) について監督員の確認を受けること。  
 ①内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。

計上費目	実施内容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備, 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設, 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実, 6. 環境負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の快適化 3. デザインボックス (交通誘警備員待機室) 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明・安全具等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 2. 盗難防止対策 (警報機等) 3. 避暑 (熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図, 2. 工法説明図, 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板 (各工事PR看板含む) 5. 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) 6. 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等 (地域行事等の経費を含む) 9. 社会貢献
防災・危機管理関係 (港湾・漁港事業)	1. 防災訓練 (地震・台風等の自然災害に対する訓練)

その他

⑬ (コンクリートスランブ)

現場打ち鉄筋コンクリート構造物におけるスランブ値の設定について (平成30年3月19日付第201700306751号県主整備部長通知) に基づき、(※) 工は、スランブ値12cmのコンクリート打設を想定している。  
 ※該当する細別 (レベル4) を記載する。

⑭大型土のう

大型土のうについて、現在、再利用可能と考え施工箇所付近への移設としているが、再利用できない場合は、撤去することとするので、協議をおこなうこと。

※ 明示する項目を \_\_\_\_\_ 部分に記入または追記し、不要部分は「-」で削除して使用すること。

## みんなで、適切な賃金水準を確保！ 社会保険等への加入を徹底！

まじめに働く職人が報われるために



### 【現状と課題】

- ◆ 近年、建設投資の大幅な減少に伴う競争激化のしわ寄せが、労働者の賃金低下をもたらし、若年入職者が大きく減少
- ◆ 今、適切な対策を講じなければ、将来の建設産業の存続が危惧される状況

適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入徹底により、就労環境を改善し、若年者の入職が進むような職場とする必要があります。

- ◆ 適切な賃金水準の確保、社会保険等への加入徹底の観点から、本県では公共工事設計労務単価を平成25年4月に約11.5%、平成26年2月には約6.6%、平成27年2月には約4.1%、平成28年2月には約3.6%、平成29年3月には約3.2%、平成30年3月には約3.1%引き上げ、また平成31年3月には約1.4%引き上げ、平成24年度に比べ約38.3%の上昇となりました。

### 技能労働者への適切な水準の賃金支払

- 適切な価格での下請契約を締結しましょう
- 技能労働者への適切な水準の賃金支払を元請から下請に要請しましょう
- 雇用する技能労働者の賃金水準を引き上げましょう

### 社会保険等への加入徹底

- 法定福利費相当額(労働者負担分及び事業主負担分)を適切に含んだ下請契約を締結しましょう
- 労働者に法定福利費相当額を適切に含んだ賃金を支払い、社会保険に加入させましょう

#### 元請による下請への指導 (社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン)

- 周知啓発や加入状況の定期把握、加入指導(2次以下を含む。)
- 未加入企業を下請企業に選定しない取扱いとすべき
- 新規入場者の受け入れに際し、適切な保険に加入させるよう下請企業を指導。加入が確認できない作業員の現場入場を認めない取扱いとすべき

☺ 社会保険適用除外者(従業員が4人以下の個人事業主や一人親方)や適切な保険に加入している作業員に対して、誤って社会保険等の加入を強制することのないように注意が必要

#### 請負契約における法定福利費の確保 (標準見積書の活用)

- 元請** ➢ 発注者に対し法定福利費を含む金額による契約締結を求めましょう
- 専門工事業者に法定福利費が内訳明示された見積書の提示を求めるとともに、提示された場合、これを尊重しましょう
- 下請** ➢ 法定福利費が内訳明示された見積書を活用等して、元請に見積提出しましょう





## 公共工事設計労務単価（主要 10 職種）変動率

鳥取県の公共工事設計労務単価は、全職種平均で平成 25 年に 11.5%、平成 26 年 2 月に 6.6%、平成 27 年 2 月に 4.1%、平成 28 年 2 月に 3.6%、平成 29 年 3 月に 3.2%、平成 30 年 3 月に 3.1%、平成 31 年 3 月に 1.4% 引き上げられ、平成 24 年度に比べ約 38.3% の上昇となりました。主要 10 職種の引き上げ率は下表のとおりです。

職 種	単 価 (円)								
	H24.4	H24.4 比 H25.4	対 H25.4 比 H26.2	対 H26.2 比 H27.2	対 H27.2 比 H28.2	対 H28.2 比 H29.3	対 H29.3 比 H30.3	対 H30.3 比 H31.3	上昇率 対 H24.4 比
特殊 作業員	13,800	10.9% 15,300	3.9% 15,900	1.3% 16,100	5.6% 17,000	0.0% 17,000	2.9% 17,500	4.0% 18,200	31.9%
普通 作業員	10,800	11.1% 12,000	4.2% 12,500	1.6% 12,700	8.7% 13,800	0.0% 13,800	2.9% 14,200	4.2% 14,800	37.0%
軽 作業員	9,500	14.7% 10,900	3.7% 11,300	0.9% 11,400	6.1% 12,100	0.0% 12,100	3.3% 12,500	4.0% 13,000	36.8%
とび工	15,000	12.0% 16,800	7.1% 18,000	5.0% 18,900	5.3% 19,900	3.0% 20,500	3.4% 21,200	0.5% 21,300	42.0%
鉄筋工	14,900	12.1% 16,700	7.2% 17,900	5.0% 18,800	5.3% 19,800	2.5% 20,300	3.0% 20,900	0.5% 21,000	40.9%
運転手 (特殊)	12,900	10.9% 14,300	3.5% 14,800	1.4% 15,000	5.3% 15,800	0.0% 15,800	3.2% 16,300	4.3% 17,000	31.8%
運転手 (一般)	11,100	10.8% 12,300	4.9% 12,900	1.6% 13,100	6.1% 13,900	0.0% 13,900	2.9% 14,300	4.2% 14,900	34.2%
型わく 工	14,600	12.3% 16,400	7.3% 17,600	5.1% 18,500	5.4% 19,500	2.6% 20,000	3.0% 20,600	0.5% 20,700	41.8%
大工	14,900	12.1% 16,700	7.2% 17,900	5.0% 18,800	5.3% 19,800	2.5% 20,300	3.0% 20,900	0.5% 21,000	40.9%
左官	14,200	12.0% 15,900	7.5% 17,100	5.3% 18,000	5.6% 19,000	2.6% 19,500	3.1% 20,100	0.5% 20,200	42.3%

### 【公共工事設計労務単価とは？】

- 公共工事の予定価格の算出に用いる積算用の単価で、作業員やとび工など技能労働者 51 職種について定めています。
- 各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働（所定時間内）に対する単価で、時間外等の割増賃金や作業内容を超えた特殊な労働に対する賃金は含まれていません。
- 労務単価の内訳は次のとおりです。

労務単価 = 1. 基本給相当額 + 2. 基準内手当 + 3. 臨時の給与 + 4. 実物給与

1. 基本給相当額 基本給（法定福利費本人負担相当額を含む。）及び出来高給
2. 基準内手当 家族手当、通勤手当、住宅手当、技能手当など
3. 臨時の給与 賞与（ボーナス）など
4. 実物給与 通勤定期や食事の支給など

注：法定福利費事業主負担分は、現場管理費に計上されています（労務単価には、法定福利費事業主負担分は含まれていません。）。

- 新しい労務単価は、労務費調査により賃金の支払い実態を把握し、その結果を基に決定します。よって、労務単価が適切な水準に維持されるためには、末端の下請企業の技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる水準の賃金が適切に支払われることが重要となります。

【例】普通作業員（14,800 円/日、20 日/月勤務）の場合

月当たり 14,800(円/日)×20(日)=296,000 円となり、これは上記枠内の 1.～4. により算定した年収（3,552 千円）を 12 ヶ月で除したものに相当し、法定福利費（雇用保険、医療保険及び年金保険）の本人負担相当額（約 15%）が含まれています。

鳥取県県土整備部県土総務課



# 公共工事設計労務単価と法定福利費

— 適正な金額での下請契約のために —

公共工事設計に計上されている各工種の労務費及び諸経費（現場管理費）には、法定福利費が含まれています。下請契約にあたっては、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）を適切に含んだ金額で締結してください。

また、労働者に法定福利費相当額を含んだ賃金を支払い、社会保険等への加入を徹底しましょう。  
 なお、法定福利費相当額（労働者負担分及び事業主負担分）の算出にあたっては、下記を参考にしてください。

## 代表的な専門工種の労務に係る法定福利費相当額の算定例（H31.3.1時点）

### ■標準単価（公共工事設計標準歩掛及び労務単価による）

各工種の標準的な積算条件による単価は以下のとおり（直接工事費原価ベース）ですが、詳細な積算条件等は、公表設計書をご覧ください。

工種名	規格	単位	標準単価		
				労務費	器具及び諸雑費
鉄筋工 ※1	D10~D51	t	55,000 円 (100.0%)	53,570 円 (97.4%)	1,430 円 (2.6%)
足場工	手摺先行型 足場	掛㎡	3,233 円 (100.0%)	1,797 円 (55.6%)	1,436 円 (44.4%)
型枠工 ※2	鉄筋・無筋 構造物	㎡	6,573 円 (100.0%)	5,345 円 (81.3%)	1,228 円 (18.7%)

※1 鉄筋工の値は、鉄筋材料費を含まず、また市場単価のため、H4歩掛の構成比率から算定。  
 ※2 型枠工の値は、施工パッケージのため、構成比から法定福利費の対象となる労務費を算定。

詳細な内訳は、下記ホームページを参照してください。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/tekiseishitauke/>

注) 下請金額には、上記の標準単価の他に、運搬費、会社経費等の諸経費の計上が必要で

### ■法定福利経費の算出

	①標準単価 (直接工事費原価)	②うち労務費		③事業主負担分 法定福利費 (現場管理費分に計上)
			うち労働者負担分 法定福利費	
鉄筋工	55,000 円/t	53,570 円/t	8,258 円/t	8,627 円/t
足場工	3,233 円/掛㎡	1,797 円/掛㎡	277 円/掛㎡	289 円/掛㎡
型枠工	6,573 円/㎡	5,345 円/㎡	824 円/㎡	861 円/㎡

◎労働者負担分の算定式 労務費×154.15÷1,000

◎事業主負担分の算定式 労務費×161.05÷1,000

※H31.3.1時点の率

●元請から下請事業主に支払われる部分 ⇒①(単価) + ③(事業主負担分法定福利費)

●下請事業主から下請労働者に支払われる部分 ⇒②(労務費)

※労務費に労働者負担分法定福利費を含む

## 鳥取県調査基準価格及び最低制限価格等設定要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）第30条に規定する調査基準価格、第31条に規定する最低制限価格及び鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領（平成9年12月10日管第798号鳥取県土木部長通知）に規定する失格基準の算定方法について、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、入札規則で使用する用語の例によるほか、以下の例による。

- (1) 「土木工事」とは、主たる部分の積算を(3)のアからオまでの基準に基づき積算を行う工事をいう。
- (2) 「建築工事」とは、主たる部分の積算を(3)のカの基準に基づき積算を行う工事をいう。
- (3) その他用語の定義は、原則として次の規程に定めるものをいう。
  - ア 土木工事標準積算基準書（鳥取県県土整備部）
  - イ 治山林道必携（積算・施工編）
  - ウ 土地改良工事積算基準
  - エ 港湾請負工事積算基準
  - オ 漁港漁場関係工事積算基準
  - カ 鳥取県公共建築工事積算基準（鳥取県総務部）
- (4) 直接工事費とは、工事目的物を造るために直接投入されたことが把握できる材料費、労務費、直接経費等の経費をいう。
- (5) 共通仮設費とは、工事目的物の施工に当たって使用される直接工事費以外の運搬費、準備費、安全費、役務費、技術管理費等すべての経費をいう。
- (6) 現場管理費とは、直接工事費及び共通仮設費に係る経費以外の経費であって、現場の安全訓練等に要する費用、現場の事務用品費、現場の通信交通費等現場管理に要する経費をいう。
- (7) 一般管理費等とは、役員報酬、本支店の事務用品費、本支店の通信交通費等企業の事業の継続に必要な経費をいう。
- (8) 失格基準とは、当該基準に該当する入札者を失格とするための基準をいう。

### (調査基準価格、最低制限価格及び失格基準の設定権者)

第3条 調査基準価格、最低制限価格及び失格基準の設定権者（以下「価格等決定権者」という。）は、鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の規定により当該建設工事の予定価格を決定する権限を有する者とする。

### (調査基準価格、最低制限価格及び失格基準の設定範囲)

第4条 調査基準価格及び失格基準は、次の各号に掲げる建設工事の入札に対し設けるものとする。

- (1) 次の表の左欄に掲げる発注工種に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる請負対象設計金額以上の建設工事

発注工種	請負対象設計金額
建築一般	4億円
建築一般以外の発注工種	2億円

- (2) 前号の表の右欄に掲げる請負対象設計金額未滿の建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項の規定による総合評価一般競争入札（制限付一般競争入札を含む。以下同じ。）を適用する建設工事

2 最低制限価格は、前項に掲げる調査基準価格の対象工事以外の建設工事に対し設けるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、発注機関は、建設工事の内容等からみて必要があると認められるときは、発注機関が設置する資格審査委員会の承認を経て、前2項の規定と異なる取扱いを行うことができる。ただし、総合評価一般競争入札を適用する建設工事に最低制限価格を適用してはならない。

(調査基準価格の算出方法)

第5条 土木工事に係る調査基準価格は、次の各号に定める算定方法により、予定価格の3分の2以上の範囲内で定めるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に掲げる区分に応じ、第2欄から第5欄までに掲げる額の合算額を算出する。

請負対象設計金額	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
2億円以上	直接工事費× 0.97	共通仮設費× 0.90	現場管理費× 0.90	一般管理費等× 0.55
2億円未満	直接工事費× 1.00	共通仮設費× 1.00	現場管理費× 1.00×α	一般管理費等× β

ア 請負対象設計金額が4千万円未満の場合

$\alpha = 0.99 - 1.9/1,000,000,000 \times \text{入札書比較価格}$  (予定価格から消費税及び地方消費税を除いたものをいう。以下同じ。)

$\beta = 0.55$

イ 請負対象設計金額が4千万円以上の場合

$\alpha = 1.01 - 5.9/10,000,000,000 \times \text{入札書比較価格}$

$\beta = 0.45$

- (2) 労務費相当額を直接工事費と共通仮設費を加えたもので除した値を算出する。

労務費相当額とは直接工事費及び共通仮設費(市場単価を除く)に含まれる労務費の合計額をいう。

- (3) 請負対象設計金額が2億円未満の場合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を算出する。

(2)の値が0.15未満の場合	(1)の合算額に0.995を乗じた額
(2)の値が0.15以上0.20未満の場合	(1)の合算額
(2)の値が0.20以上の場合	(1)の合算額に1.005を乗じた額

- (4) (1)又は(3)に基づき合算された額から次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を切り捨てる。

請負対象設計金額が1千万円以上の場合	10万円未満
請負対象設計金額が1千万円未満の場合	1万円未満

- (5) 次の表の第1欄に掲げる区分に応じ、第2欄に定める額を調査基準価格とする。ただし、第2欄に定める額が第3欄に定める額を上回る場合は、第3欄に定める額を調査基準価格とし、第2欄に定める額が第4欄に定める額を下回る場合は、第4欄に定める額を調査基準価格とする。

請負対象設計金額	合算額	上限額	下限額
2億円以上	(4)の規定により端数処理をした額に100分の108を乗じた額	入札書比較価格に10分の9.2を乗じた額を(4)と同様の方法により端数処理した後、100分の108を乗じた額	予定価格に3分の2を乗じた額(小数点以下を切上げ)
2億円未満		入札書比較価格に10分の9.3を乗じた額を(4)と同様の方法により端数処理した後、100分の108を乗じた額	



2 建築工事に係る調査基準価格は、次の各号に定める算定方法により、予定価格の3分の2以上の範囲内で定めるものとする。

(1) 次の表の第1欄及び第2欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第3欄から第6欄までに掲げる額の合算額を算出する。

発注工種	請負対象設計金額	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
建築一般	4億円以上	直接工事費相当額 <sup>※1</sup> × 0.97	共通仮設費× 0.90	現場管理費相当額 <sup>※2</sup> × 0.90	一般管理費等× 0.55
建築一般以外の発注工種	2億円以上				
建築一般	4億円未満	直接工事費× 1.0×α	共通仮設費× 1.0×α	現場管理費× 0.9×β	一般管理費等× 0.65
建築一般以外の発注工種	2億円未満				

※1 直接工事費相当額=直接工事費－(直接工事費×0.1)

※2 現場管理費相当額=現場管理費＋(直接工事費×0.1)

ア 請負対象設計金額が2億円未満の場合

$$\alpha = 0.965 - 3 \times 10^{-11} \times \text{入札書比較価格}$$

$$\beta = 1.10 - 0.8 \times 10^{-9} \times \text{入札書比較価格}$$

イ 請負対象設計金額が2億円以上の場合

$$\alpha = 0.965 - 3 \times 10^{-11} \times \text{入札書比較価格}$$

$$\beta = 0.96$$

(2) (1)に基づき合算された額から次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を切り捨てる。

請負対象設計金額が1千万円以上の場合	10万円未満
請負対象設計金額が1千万円未満の場合	1万円未満

(3) 次の表の第1欄に掲げる区分に応じ、第2欄に定める額を調査基準価格とする。ただし、第2欄に定める額が第3欄に定める額を上回る場合は、第3欄に定める額を調査基準価格とし、第2欄に定める額が第4欄に定める額を下回る場合は、第4欄に定める額を調査基準価格とする。

請負対象設計金額及び発注工種	合算額	上限額	下限額
4億円以上の建築一般及び2億円以上の建築一般以外の発注工種	(2)の規定により端数処理をした額に100分の108を乗じた額	入札書比較価格に10分の9.2を乗じた額を(2)と同様の方法により端数処理した後、100分の108を乗じた額	予定価格に3分の2を乗じた額(小数点以下を切上げ)
4億円未満の建築一般及び2億円未満の建築一般以外の発注工種		入札書比較価格に10分の9.3を乗じた額を(2)と同様の方法により端数処理した後、100分の108を乗じた額	

3 前2項の規定により調査基準価格の算出が困難であると発注機関が認めた場合は、これらの規定にかかわらず、他の計算方法により調査基準価格を定めることができる。

(最低制限価格の算出方法)

第6条 請負対象設計金額が4千万円以上の土木工事に係る最低制限価格は、次の各号に定める算定方法により、予定価格の3分の2以上の範囲内で定めるものとする。

(1) 次の表の第1欄から第4欄までに掲げる額の合算額を算出する。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
直接工事費× 1.00	共通仮設費× 1.00	現場管理費× 1.00×α	一般管理費等 ×0.45

α=1.01-5.9/10,000,000,000×入札書比較価格

(2) 労務費相当額を直接工事費と共通仮設費を加えたもので除した値を算出する。

労務費相当額とは直接工事費及び共通仮設費（市場単価を除く）に含まれる労務費の合計額をいう。

(3) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を算出する。

(2)の値が0.15未満の場合	(1)の合算額に0.995を乗じた額
(2)の値が0.15以上0.20未満の場合	(1)の合算額
(2)の値が0.20以上の場合	(1)の合算額に1.005を乗じた額

(4) (1)又は(3)に基づき合算された額から10万円未満を切り捨てる。

(5) 次の表の第1欄に定める額を最低制限価格とする。ただし、第1欄に定める額が第2欄に定める額を上回る場合は、第2欄に定める額を最低制限価格とし、第1欄に定める額が第3欄に定める額を下回る場合は、第3欄に定める額を最低制限価格とする。

合算額	上限額	下限額
(4)の規定により端数処理をした額に100分の108を乗じた額	入札書比較価格に10分の9.3を乗じた額を(4)と同様の方法により端数処理した後、100分の108を乗じた額	予定価格に3分の2を乗じた額 (小数点以下を切り上げ)

2 請負対象設計金額が4千万円未満の土木工事に係る最低制限価格は、別に定める算定方法により、予定価格の3分の2以上の範囲内で定めるものとする。

3 建築工事に係る最低制限価格は、別に定める算定方法により、予定価格の3分の2以上の範囲内で定めるものとする。

4 前2項に規定する算定方法は公表しないものとする。

5 前4項の規定により最低制限価格の算出が困難であると発注機関が認めた場合は、これらの規定にかかわらず、他の計算方法により最低制限価格を定めることができる。

(失格基準の算出方法)

第7条 土木工事に係る失格基準は、次の各号に定める算定方法により定めるものとする。

(1) 次の表の第1欄に掲げる区分に応じ、第2欄から第5欄までに掲げる額の合算額を算出する。

請負対象設計金額	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
2億円以上	直接工事費× 0.95	共通仮設費× 0.90	現場管理費× 0.70×α	一般管理費等× 0.45
2億円未満	直接工事費× 0.97	共通仮設費× 0.90	現場管理費× 0.90	一般管理費等× 0.55

α=1.00-0.9/10,000,000,000×入札書比較価格

(2) (1)に基づき合算された額から次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を切り捨てる。

請負対象設計金額が1千万円以上の場合	10万円未満
請負対象設計金額が1千万円未満の場合	1万円未満

(3) 次の表の第1欄に掲げる区分に応じ、第2欄に定める額を失格基準とし、この額を下回った場合は失格とする。ただし、第2欄に定める額が第3欄に定める額を上回る場合は、第3欄に定める額を失格基準とする。

請負対象設計金額	合算額	上限額
2億円以上	(2)の規定により端数処理をした額に	入札書比較価格に10分の8.8を乗じた額を(2)と同様の方法により端数処理した後、100分の108を乗じた額
2億円未満	100分の108を乗じた額	入札書比較価格に10分の9.2を乗じた額を(2)と同様の方法により端数処理した後、100分の108を乗じた額

- 2 建築工事の失格基準は、別に定める方法により算出するものとする。
- 3 前項に規定する算定方法は公表しないものとする。
- 4 前3項の規定により失格基準の算出が困難であると発注機関が認めた場合は、これらの規定にかかわらず、他の計算方法により失格基準を定めることができる。
- 5 前4項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項の規定により総務大臣が定める特定役務のうち建設工事の調達契約に係る基準額以上の建設工事の失格基準は、各発注機関が適用対象工事ごとに別に定め、調達公告（建設工事の発注を調達公告により行う際に共通事項をあらかじめ定めたものを含む。以下同じ。）に記載するものとする。

(調査基準価格等の記載)

第8条 価格等決定権者は、調査基準価格及び失格基準又は最低制限価格を入札（開札）までに予定価格調書に記載し、封書にし、入札の執行の直前まで施錠可能な金庫等に保管するなど確実な方法で保管しなければならない。ただし、電子入札による場合にあつては、書面の作成に代えて、調査基準価格及び失格基準又は最低制限価格を電子入札ファイルに記録するものとする。

附 則

この要領は、平成19年8月1日以降に調達公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、平成20年2月18日以降に調達公告を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成20年8月6日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成25年7月10日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成25年10月8日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事であつて、平成26年4月1日以降に引渡しを受けるものから適用する。

附 則

この改正は、平成28年8月1日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。



附 則

この改正は、平成29年5月1日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附 則

この改正は、平成30年12月17日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附 則

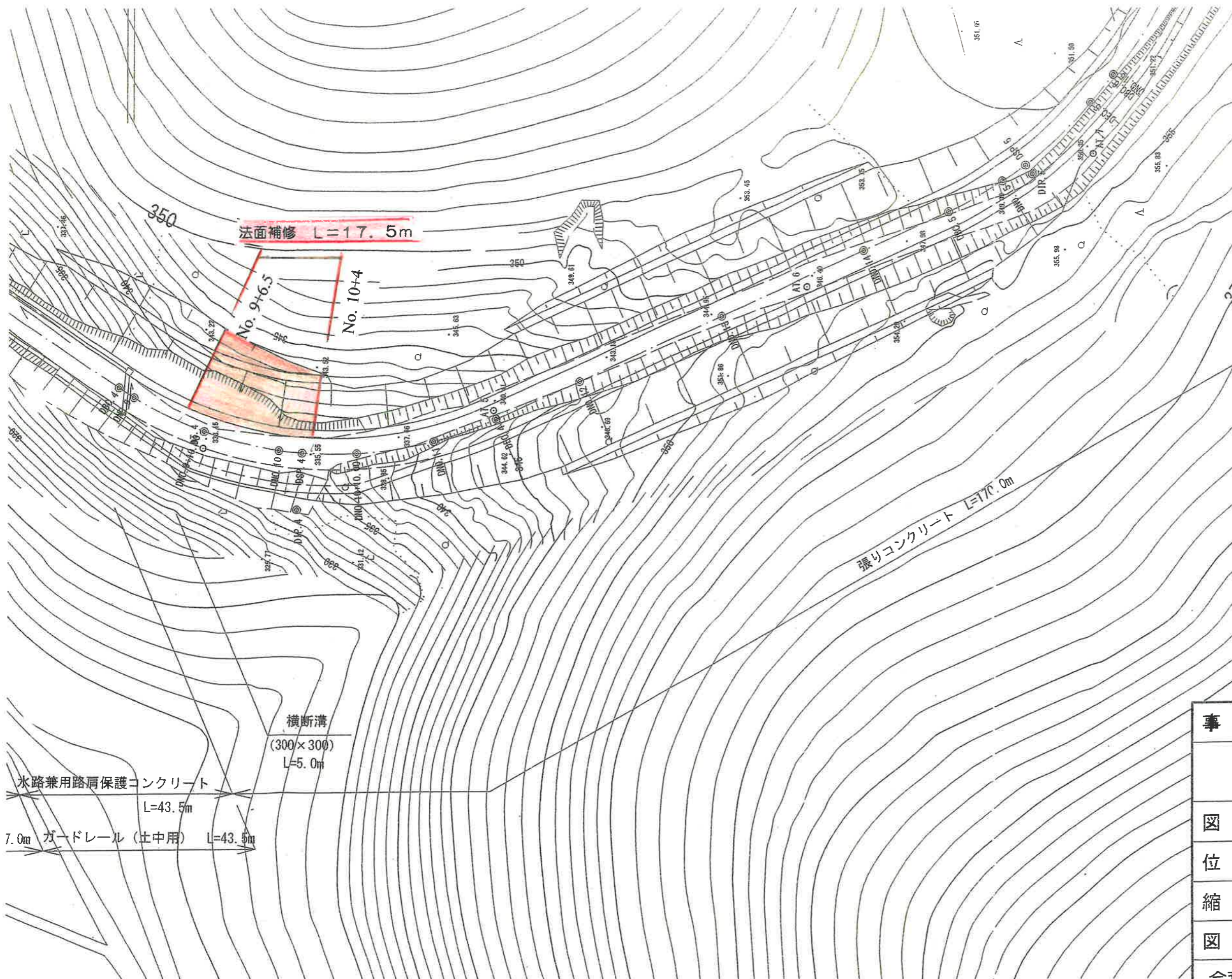
この改正は、令和元年6月1日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあつては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。



施工位置

S=1:50,000





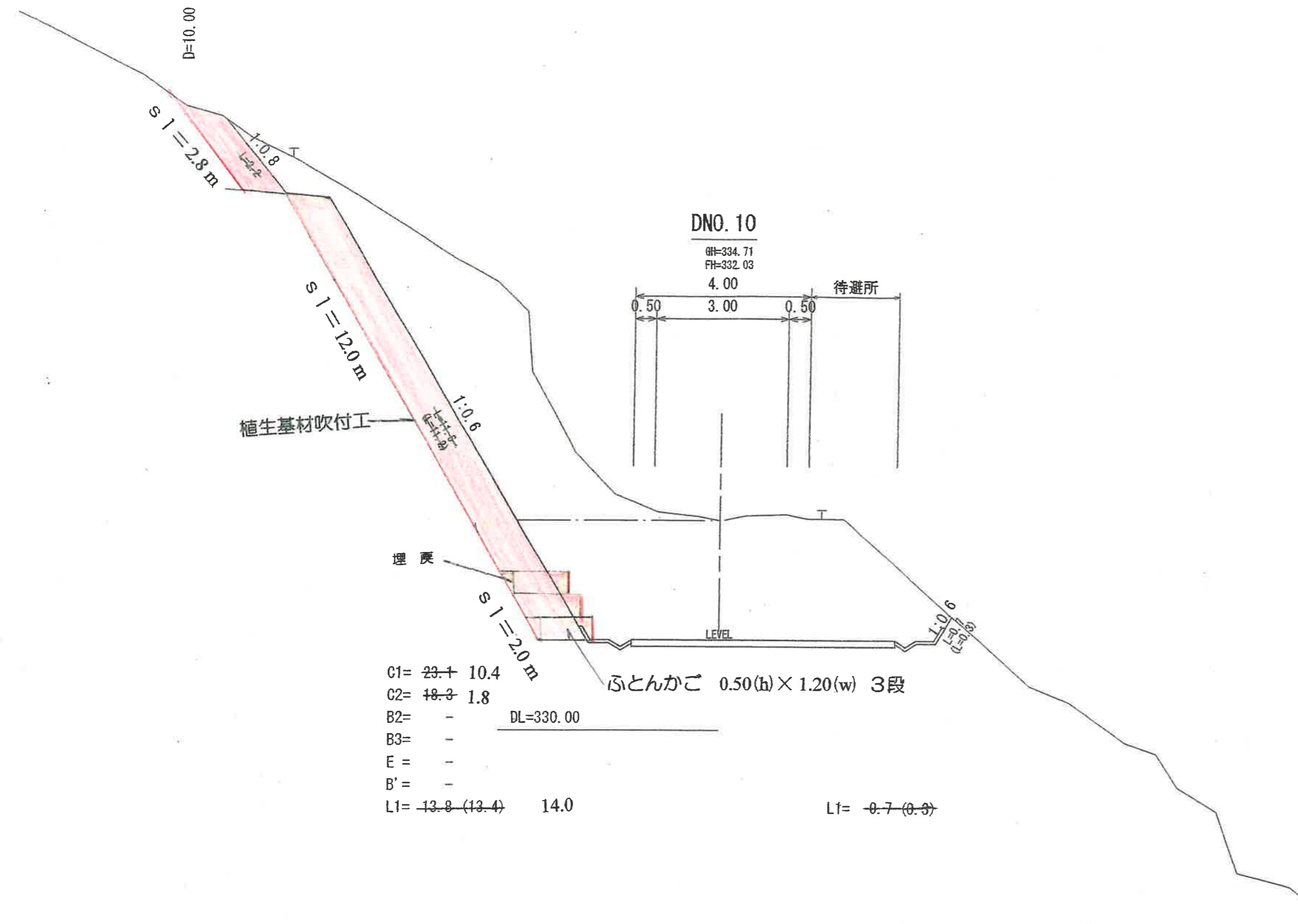
凡 例	
舗装工 (車道)	
盛土法面	
切土法面	
排水工	
擁壁工	
平 場	

(工事用道路)

事業名	小原建設発生土受入地		
造成工事 (道路法面補修)			
図 名	平面図		
位 置	日野郡日南町霞		
縮 尺	1:500	単 位	M
図 号	全 2 葉中の内 1		
令和 元 年度施行	鳥 取 県		
(公財) 鳥取県建設技術センター			

DIP. 2 96-44-05 20 22.501 33.767 10.105	3 DIP. 3 IA = 48-48-50 R = 70 TL = 31.764 CL = 59.637 SL = 6.870	4 DIP. 4 IA = 58-14-29 R = 50 TL = 27.853 CL = 50.825 SL = 7.235	5 DIP. 5 IA = 26-46-43 R = 50 TL = 11.902 CL = 23.369 SL = 1.397	6 DIP. 6 IA = 66-56-12 R = 50 TL = 33.062 CL = 58.422 SL = 9.942
--	--	--	--	--





C1= 23.4 10.4  
 C2= 18.3 1.8  
 B2= - DL=330.00  
 B3= -  
 E = -  
 B' = -  
 L1= 13.8 (13.4) 14.0

L1= 0.7 (0.3)

(工事用道路)  
 NO.9 - NO.10+10.00

事業名	小原建設発生土受入地		
	造成工事(道路法面補修)		
図名	横断面図		
位置	日野郡日南町霞		
縮尺	1:100	単位	M
図号	全 2 葉中の内 2		
令和 元 年度施行	鳥取県		
	(公財) 鳥取県建設技術センター		

# 数量総括表

# 設計数量総括表

設計書名：小原建設発生土受入地造成工事  
(道路法面補修)

R 1

工種	種別	細別	規格	単位	数量	契約数量	摘要
土工	掘削工						
		片切掘削	V= (10.4+1.8) m <sup>3</sup> /m×17.5m	m <sup>3</sup>	213.50	210	
土工	土砂等運搬						
		積込		m <sup>3</sup>	213.50	210	
		土砂等運搬		m <sup>3</sup>	213.50	210	
		整地	搬出先での整地	m <sup>3</sup>	213.50	210	
法面工	法面整形工						
			大型土のう撤去	袋	24.00	24	
			現場付近へ撤去				
法面工	植生工						
			法面整形	m <sup>2</sup>	294	300	
			(2.8+12.0+2.0)m×17.5m				
			植生基材吹付工 t = 3 c m	m <sup>2</sup>	259	260	
法面工	かご工						
			ふとんかご	m	52.5	53	
			3段×17.5m				